

徳島県告示第二百十号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号の一部改正)

第一条 昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

表備考に掲げる建築物等の項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

(平成十六年徳島県告示第百二十四号の一部改正)

第二条 平成十六年徳島県告示第百二十四号(建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件)の一部を次のように改正する。

「建ぺい率」を「建蔽率」に、「徳島県県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県県土整備部住宅課」に改める。

表中「~~海沿い地区~~」を「~~海沿い地区~~」に改める。

(徳島県二級建築士名簿等閲覧規程の一部改正)

第三条 徳島県二級建築士名簿等閲覧規程(平成二十一年徳島県告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県県土整備部住宅課」に改める。

(徳島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部改正)

第四条 徳島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程(平成二十九年徳島県告示第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同規則」を「同令」に、「徳島県県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県県土整備部住宅課」に改める。

(令和五年徳島県告示第二百七十三号の一部改正)

第五条 令和五年徳島県告示第二百七十三号(口頭により開示を求めることができる保有個人情報に関する件)の一部を次のように改正する。

表中「危機管理部安全衛生課」を「生活環境部安全衛生課」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。